平成２６年（フ）第１０８０号
東京都調布市仙川町１丁目１番地１プラウドフラット仙川305
債務者　千葉　　泉（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月25日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２１２８号
神奈川県茅ヶ崎市南湖２丁目10番29号
債務者　犬塚　アイリーン　ナポレス
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８号
栃木県宇都宮市針ケ谷町472番地88、前住所栃木県宇都宮市下栗１丁目15番地８　シャトルハイツ110号室
債務者　竹井　笑子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４号
栃木県宇都宮市細谷１丁目１番37号　サンハイツアーデルＥ102、前住所栃木県宇都宮市花房３丁目３番10号
債務者　田代　理恵（旧姓石関）
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３号
岡山市中区円山42番地５
債務者　衣本　淳一
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０８５号
横浜市鶴見区生麦４丁目16番３号　ガーデンフロントハイツ203号
債務者　相馬　桂子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０８６号
横浜市鶴見区生麦４丁目16番３号　ガーデンフロントハイツ203号
債務者　相馬佐季子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０号
横浜市中区簑沢113番地　ホワイトコーポ101号室
債務者　大島ヒロ子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２号
長崎県南島原市口之津町丁5286番地
債務者　本田　陽三
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第５０７号
東京都足立区青井５丁目３－２
債務者　薛　　瑶光
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２０号
東京都西東京市保谷町６丁目17－６－203
債務者　菅原　真樹
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５２９号
東京都三宅島三宅村阿古2185－１　メゾン横座３号棟201号、住民票上の住所千葉県流山市大字西平井834－12
債務者　宮本　　優
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０９７号
横浜市港北区小机町1533番地　ハイツ大隆Ａ203
債務者　増村　奈美
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９０号
沖縄県うるま市みどり町５丁目14番５－302号　トーマスあげな
債務者　座間味ハル子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１８６号
沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良776番地１
債務者　津覇　幸江（旧姓仲村）
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部